

報道関係者 各位

令和4年5月10日(火)

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

(代表電話) 048(600)6200

### 埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年5月3日(火)から同月9日(月)において、埼玉労働局職員3名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

(当該3名の所属と感染確認日ごとの内訳)

5月6日(金) 1名(ハローワーク草加)

5月7日(土) 1名(ハローワーク草加)

5月9日(月) 1名(さいたま労働基準監督署)

保健所によると、当該3名の職員については、来庁者を含め濃厚接触者はないとの判断を得ております。

ただし、健康に不安のある方におかれましては、念のためかかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。